

## 概 要

遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料の支給に関する処分について、支払われるべき賃金が残されたままに給付基礎日額が算定されているとして、原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、○会社に営業職として勤務中の平成○年○月○日トラックを運転していて道を誤り海に転落し溺死した。

請求人は、業務上の事由による死亡であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は、業務上の事由による死亡であることを認め、給付基礎日額を○円として算定した遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

原処分は、被災者に現実に支給されていた賃金額のみを基準として給付基礎日額を○円と算定している。しかし、未払割増賃金を加算して基礎給付日額を算定すべきである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

平均賃金の算定にあたって、会社から提出された賃金台帳及びタイムカードをもとに、次のとおり算定した。

- ①算定事由発生日…平成○年○月○日 ②賃金締切日…毎月○日
- ③賃金算定期間及び総日数…平成○年○月○日～同年○月○日 総日数 ○日
- ④上記期間内支払い済み賃金総額…○円 ⑤平均賃金…○円
- ⑥給付基礎日額…○円⑦会社から提出された賃金台帳写し及びタイムカード

写しと平均賃金算定内訳の記載内容を照合した結果、記載内容に誤りは認められず、時間外・休日労働等についての割増賃金の未払は存在しない。

### 4 審査官の判断

本件について、通常業務日は、朝礼から営業業務終了まで、プラットでの在庫管理等及び事務所での日報作成に要する時間まで（休憩時間を除く）を労働時間と評価するのが妥当と判断する。

タイムカード打刻時刻による労働時間の算定については、業務内容・勤務状況から勘案すると、労働時間に当たらない時間が含まれていると推認され、全てを労働時間と評価することは妥当でないと判断される。

営業から帰社した後に会社内でのプラットでの作業、日報作成業務及びトラック運送の応援業務については、会社による労働時間の管理が困難ではなく、次の時間外労働及び休日労働については法定割増賃金を支払わなければならない、被災者に現実に支給されていた

賃金額は、これらの賃金が支払われたとは考えられない。

以上のことから、本件においては、債権として確定していた未払時間外・休日労働、深夜についての割増賃金の給付基礎日額への算入漏れが認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料に係る給付基礎日額は、妥当ではなく、取り消されるべきである。